

マイナ保険証をお持ちでない場合は「資格確認書」を交付します。

資格確認書の交付が必要な場合は「資格確認書交付申請書」もご提出ください。



協会けんぽからの 大切なお知らせ

退職のご予定がある方へ すでに退職された方へ

在職中の協会けんぽの健康保険証が使えるのは、退職日までです。

退職日の翌日からの健康保険は、ご自身で健康保険の加入手続きをする必要があります。
ご自身にあった健康保険に加入しましょう。

協会けんぽの任意継続に加入する場合は、退職日の翌日から20日以内に「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出(必着)することが必要です。

退職後の健康保険のご案内

Q.1 退職後の健康保険にはどのようなものがありますか？

A.1 「国民健康保険」「協会けんぽの任意継続」「ご家族の健康保険(被扶養者)」の **3種類** があります。保険料などを比較の上、ご自身に合った健康保険をお選びください。



加入先	国民健康保険	任意継続	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先	お住まいの市区町村の 国民健康保険の担当課	協会けんぽ (お住まいの都道府県の支部)	ご家族の勤務先または 保険者
加入条件	お住まいの市区町村※の 国民健康保険の担当課に お問い合わせください	①退職日までに被保険者期 間が継続して 2か月以上 あることが必要です ②退職日の翌日から 20日以内 の手続きが必要です	①ご家族が加入する健康 保険の扶養認定条件を 満たす必要があります ②ご家族の勤務先に お問い合わせください
保険料	加入する世帯の人数や 前年の所得などによって 決まります ◆ <u>離職理由が、会社都合(倒産、 雇止め、解雇)の場合は、保険料 が減免されることがあります</u> ※お住まいの市区町村により 保険料額が異なります	全額自己負担です。 [保険料額] [退職時点の標準報酬月額] (上限あり) × [都道府県別の健康保険料率]	被扶養者の保険料負担は ありません

注)高額療養費の多数該当については、協会けんぽの任意継続を選択した場合、通算されます。

「国民健康保険」又は「ご家族の健康保険(被扶養者)」を選択すると通算されませんのでご注意ください。

任意継続(協会けんぽ岡山支部)の保険料額は、
別紙「保険料額一覧表」をご参照ください。

